三原市告示第１６３号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり告示します。

令和８年 10 月 15 日

三原市長　岡　田　吉　弘

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三原

広島県三原市円一町一丁目 1834 番 76

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

NTT・TC リース株式会社　代表取締役　近藤 禎一郎

東京都港区港南一丁目２番 70 号

３　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）

NTT・TC リース株式会社　代表取締役　近藤 禎一郎

（変更後）

NTT・TC リース株式会社　代表取締役　成瀬 明弘

４　変更の年月日

令和８年４月１日

５　届出年月日

令和８年 10 月６日

６　届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所３階）

７　届出等の縦覧期間及び時間帯

令和８年 10 月 15 日から令和９年２月 15 日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで。ただし、土曜日、日曜日、休日及び 12 月 29 日から翌年１月３日までを除く。

８　法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から４月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

９　意見書の提出期限及び提出先

令和９年２月 15 日

三原市経済部商工振興課